

令和 7 年度北斗市水防計画改訂の概要

1 改定の趣旨

「北斗市水防計画」は、水防法第 4 条の規定に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施のために必要な規定を、水防管理団体である北斗市が定めるもので、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

令和 6 年に現在の北斗市水防計画が改正されたが、令和 7 年 1 月に北海道水防計画が修正されたことから改訂を行うものである。

2 改訂の概要

- 令和 6 年からの主な改訂内容（北海道水防計画との整合）
 - ・ 各種情報の連絡系統図等、地域防災計画との整合
 - ・ 令和 5 年 11 月 30 日施行の水防法及び気象業務法での改正内容の反映
 - ・ 気象情報の発表内容を地域防災計画の表現と整合
 - ・ 北海道電力ネットワーク株式会社分社化に伴う修正
 - ・ 避難の対象に滞在者等が含まれることを明示